

18 監査公表第 6 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 18 年 5 月 11 日

福岡市監査委員	浜 田 一 雄
同	鬼 塚 敏 満
同	竹 本 忠 弘
同	福 田 健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象，区分，範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局，区分，対象期間及び実施期間

ア 収入役室

(事務監査)対象期間 平成 17 年 1 月から同 18 年 1 月まで  
実施期間 平成 17 年 11 月 29 日から同 18 年 1 月 27 日まで

イ 市長室

(事務監査)対象期間 平成 17 年 2 月から同 17 年 12 月まで  
実施期間 平成 17 年 11 月 30 日から同年 12 月 22 日まで

ウ こども未来局

(事務監査)対象期間 平成 17 年 1 月から同 18 年 1 月まで  
実施期間 平成 17 年 11 月 30 日から同 18 年 1 月 24 日まで

エ 保健福祉局

(事務監査)対象期間 平成 17 年 1 月から同 17 年 12 月まで  
実施期間 平成 17 年 11 月 30 日から同年 12 月 27 日まで

オ 農林水産局

(事務監査)対象期間 平成 16 年 12 月から同 17 年 12 月まで  
実施期間 平成 17 年 12 月 5 日から同年 12 月 19 日まで  
(工事監査)対象期間 平成 15 年 10 月から同 17 年 9 月まで  
実施期間 平成 17 年 12 月 1 日から同 18 年 2 月 16 日まで

カ 東区役所

(事務監査)対象期間 平成 17 年 1 月から同 18 年 1 月まで  
実施期間 平成 17 年 11 月 29 日から同 18 年 1 月 16 日まで

キ 博多区役所

(事務監査)対象期間 平成 16 年 12 月から同 18 年 1 月まで  
実施期間 平成 17 年 11 月 29 日から同 18 年 1 月 26 日まで

ク 中央区役所

(事務監査)対象期間 平成 17 年 1 月から同年 12 月まで  
実施期間 平成 17 年 11 月 28 日から同年 12 月 19 日まで

ケ 南区役所

(事務監査)対象期間 平成 17 年 1 月から同 18 年 1 月まで  
実施期間 平成 17 年 11 月 29 日から同 18 年 1 月 20 日まで

コ 城南区役所

(事務監査)対象期間 平成 16 年 12 月から同 17 年 12 月まで

- 実施期間 平成 17 年 11 月 28 日から同年 12 月 8 日まで
- サ 早良区役所  
 (事務監査)対象期間 平成 16 年 12 月から同 17 年 12 月まで  
 実施期間 平成 17 年 11 月 28 日から同年 12 月 13 日まで
- シ 西区役所  
 (事務監査)対象期間 平成 17 年 1 月から同 18 年 1 月まで  
 実施期間 平成 17 年 11 月 29 日から同 18 年 1 月 11 日まで
- ス 福岡市選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成 17 年 2 月から同 18 年 1 月まで  
 実施期間 平成 17 年 11 月 28 日から同 18 年 1 月 27 日まで
- セ 東区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成 17 年 1 月から同 18 年 1 月まで  
 実施期間 平成 17 年 11 月 29 日から同 18 年 1 月 12 日まで
- ソ 博多区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成 16 年 12 月から同 18 年 1 月まで  
 実施期間 平成 17 年 11 月 29 日から同 18 年 1 月 23 日まで
- タ 中央区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成 17 年 1 月から同年 12 月まで  
 実施期間 平成 17 年 11 月 28 日から同年 12 月 15 日まで
- チ 南区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成 17 年 1 月から同 18 年 1 月まで  
 実施期間 平成 17 年 11 月 29 日から同 18 年 1 月 17 日まで
- ツ 城南区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成 16 年 12 月から同 17 年 12 月まで  
 実施期間 平成 17 年 11 月 28 日から同年 12 月 5 日まで
- テ 早良区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成 16 年 12 月から同 17 年 12 月まで  
 実施期間 平成 17 年 11 月 28 日から同年 12 月 9 日まで
- ト 西区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成 17 年 1 月から同 18 年 1 月まで  
 実施期間 平成 17 年 11 月 29 日から同 18 年 1 月 10 日まで
- ナ 農業委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成 17 年 1 月から同 18 年 1 月まで  
 実施期間 平成 17 年 12 月 5 日から同 18 年 1 月 13 日まで
- ニ 議会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成 17 年 2 月から同 18 年 1 月まで  
 実施期間 平成 17 年 11 月 28 日から同 18 年 1 月 27 日まで

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局区室及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、工事監査は農林水産局所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表 1 の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

4 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり一部の局区において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 収入役室

特に指摘する事項はなかった。

- (2) 市長室  
特に指摘する事項はなかった。
- (3) こども未来局  
特に指摘する事項はなかった。
- (4) 保健福祉局  
ア 物品購入代金等の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

物品購入代金等の支出に当たっては、納品等の履行確認完了後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 16 年度の物品購入代金や委託料の支出において、履行確認完了から支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。

今後、支出に当たっては、関係法令等に則り、速やかな事務処理等を行うよう十分注意されたい。

(総務課，課長(国保収納対策担当))

- イ 委託契約に係る事務手続きについて適正に行うよう注意を求めるもの

委託により業務を行う場合は、業務実施前に契約を締結し業務履行させなければならない。しかしながら、平成 17 年度委託業務において、次のような不適切な事例があったため、今後、委託契約にかかる事務手続きについては、関係規則等に基づき適正に行うよう注意されたい。

- (ア) 年間を通じて行う「災害救助業務委託」について、実査日現在、実施同等の決裁がなく、契約書を作成しないまま業者に業務を行わせていた。

(総務課)

- (イ) 年間を通じて行う「介護保険ホームページ制作・運営管理業務委託」について、実施同等決裁は行われているが、実査日現在、契約書を作成しないまま業者に業務を行わせていた。

(介護保険課)

- ウ 物品購入について経済性の観点から注意を求めるもの

物品の購入に当たっては、使用目的や使用時期、必要数量を把握し、効率的な発注を行うとともに、経済性も考慮しなければならない。しかしながら、賃貸借により契約している O A 機器(パソコン)のマウスについて、故障等の理由により、職員 14 名分の光学式(光反応式)マウス等を購入していた。当該契約では、マウス本体が故障の場合は交換が可能であり、また、光学式マウスでなければならない特別な理由はなく、経済性の観点から購入の必要性は認められなかった。

(生活衛生課)

- エ 物品管理について適正な事務処理等を求めるもの

物品は、その性質、用途に応じ、常に善良な管理者の注意をもって保管及び管理しなければならない。しかしながら、「平成 17 年度福岡市心身障がい児(者)実態調査」に使用するために購入した返信用はがきの未使用分については、切手に交換し業務に使用しているが、物品出納簿に記帳されていなかったため用途詳細が不明であった。また、交換のための決裁が行われていなかった。はがき及び切手は金券であるため、福岡市会計規則等に基づき適正に管理するよう注意されたい。

なお、実態調査はがきの返信方法については、経済性を考慮し、官製はがきの利用ではなく、料金受取人払いによる方法を選択すべきであった。

(障がい保健福祉課)

- (5) 農林水産局

ア 「有害鳥獣駆除事業補助金」の交付事務について適正な事務処理を求めるもの  
市は補助金の交付に当たっては、福岡市補助金交付規則をはじめ関係法令等に基づき、交付の目的に従って公正かつ効率的に行うとともに、補助事業の成果が交付決定の内容に適合するものであることを確認のうえ、補助金の額を確定し、支出する必要がある。しかしながら、平成 16 年度及び同 17 年度「有害鳥獣駆除事業補助金」の交付事務において、次のような事例が見受けられ、交付決定手続や交付先団体の会計経理事務、補助事業の成果に係る調査確認等が不適切なものとなっていた。

交付先団体の事務局が当課内にあることでもあり、補助金の交付に当たっては、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。

- (ア) 補助金の交付決定において、補助事業が年間を通じたものであるにもかかわらず、交付申請は年度当初から相当期間経過後になされており、11 月に年度当初に遡って交付決定を行っていた。
- (イ) 平成 16 年度の補助金の額の確定において、交付先団体の事務局を担当する職員が事業実績調査確認を行っており、報告内容が実績と相違していたにもかかわらず、事業完了と認め、交付決定どおりの補助金を支出していた。客観的に補助事業の執行確認を行うためにも、当該業務に従事していない職員が確認するなど、チェック機能の強化を図るべきである。
- a 交付先団体において、規約で定める会計期間と異なる期間で会計処理がなされており、本市へ報告された決算額が実績額と相違していた。
- b 交付先団体から報告された駆除数量が実績と相違していた。
- c 事業実績調査確認書の記載事項を一部誤記していた。

( 森林・林政課 )

イ 公有財産(普通財産)の管理について注意を求めるもの

公有財産については、福岡市公有財産規則をはじめ関係法令等に基づき、常に善良な管理者の注意をもって管理し、その目的又は用途に従い最も効率的に使用しなければならない。しかしながら、東浜地区環境整備用地(普通財産)については、現況が道路として利用されており、車両が放置されていた。

公有財産については、関係法令等に則り、関係機関と協議のうえ、その用途に応じた適正な管理に努められたい。

( 水産振興課 )

(6) 区役所

【東区役所】

特に指摘する事項はなかった。

【博多区役所】

博多南地域交流センター等清掃業務等委託において適正な事務処理を求めるもの

事業活動により生じた産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。しかしながら、平成 17 年度「博多南地域交流センター等清掃業務等委託」において、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が含まれているにもかかわらず、その処理について産業廃棄物許可業者との契約となっていなかった。また、産業廃棄物が適正に処理されたことの確認がなされていなかった。

今後、産業廃棄物の処分等に係る委託契約事務に当たっては、関係法令等に則り、当該許可業者と契約を行うとともに完了確認を的確に行うなど、適正な事務処理に努められたい。

( 博多南地域交流センター )

【中央区役所】

ア 中央市民センター水槽清掃業務委託において適正な事務処理を求めるもの

事業活動により生じた産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に

より、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。しかしながら、平成 17 年度「中央市民センター水槽清掃業務委託」において、産業廃棄物の発生が見込まれているにもかかわらず、その処理について産業廃棄物許可業者との契約となっていなかった。また、産業廃棄物が適正に処理されたことの確認がなされていなかった。

今後、産業廃棄物の処分等に係る委託契約事務に当たっては、関係法令等に則り、当該許可業者と契約を行うとともに完了確認を的確に行うなど、適正な事務処理に努められたい。

(市民センター)

イ 道路占用料の徴収事務において適切な事務処理を求めるもの

道路占用料の徴収については、占用期間が 1 年以上にわたる場合は、毎年度当該年度分を 4 月 30 日(休日の場合はその翌日)までに徴収することとなっている。しかしながら、平成 17 年度の道路占用料の徴収事務において、処理手続き遅延により、占用料が長期間未納となっているものがあった。

今後、道路占用料の徴収事務に当たっては、福岡市道路占用料徴収条例等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

(維持管理課)

【南区役所】

特に指摘する事項はなかった。

【城南区役所】

特に指摘する事項はなかった。

【早良区役所】

ア 物品購入等の契約事務について適正な事務処理を求めるもの

物品購入等に当たっては、使用目的や使用時期、必要数量を把握し、効率的な発注を行うとともに、経済性も考慮しなければならない。また、契約に当たっては、福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則等に基づき、所掌する契約担当課に契約を依頼しなければならない。しかしながら、平成 16 年度の物品購入等契約において、早良区内の全公民館で使用する物品などの一括発注すべき案件を分割発注し、契約担当課である総務課に依頼せず、原課で契約しているものがあった。

今後、物品購入等契約に当たっては、効率性や経済性を考慮するとともに、関係規則等に則り適正に事務処理されたい。

(地域振興課)

イ 資金前渡事務に伴う現金の取り扱いについて注意を求めるもの

資金前渡者は、前渡金を預金その他の確実な方法により管理しなければならない。また出納のつど現金出納簿に記載して、その出納を明らかにしなければならない。しかしながら、平成 16 年度早良区公園愛護会報償費にかかる資金前渡事務において、次のような事例が見受けられた。

今後、現金の取り扱いに当たっては、安全性の確保と内部統制の確立に努められ、福岡市会計規則等の関係規程に則り適切な取り扱いをされるよう注意されたい。

(ア) 資金前渡を受けた後、多額の現金を手提げ金庫に入れ机の中で保管しており、現金管理方法として不適切であった。資金前渡者は、前渡金を預金その他の確実な方法で管理しなければならない。止むを得ず現金を取り扱う場合でも公用金庫を活用し、また口座振替への移行を促す等、安全確実な方法で管理するよう努められたい。

(イ) 当該報償金の出納を記録しておくべき現金出納簿が、当該支出事務の所管課において整備されていなかった。現金出納簿により日々出納状況を確認し、内部でのチェック体制を確立されたい。

(維持管理課)

【西区役所】

- 特に指摘する事項はなかった。
- (7) 福岡市選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
  - (8) 東区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
  - (9) 博多区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
  - (10) 中央区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
  - (11) 南区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
  - (12) 城南区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
  - (13) 早良区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
  - (14) 西区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
  - (15) 農業委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
  - (16) 議会事務局  
特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

農林水産局

ア 設計積算について注意を求めるもの

平成15年度「青果市場自治協会事務所新築工事」

(契約金額 315 万円)

建築基準法第十八条によれば、同法第六条第一項に規定する工事の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合、当該「国の機関の長等」は、工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなければならない。

本工事は、青果市場の敷地の中にプレハブ造平屋建ての自治協会事務所を新築したものであり、前記の規定に基づき、計画を通知する必要があったが、通知していなかった。

今後は関係法令に基づき、適正な事務手続きを行われたい。

(青果市場 課長(災害復旧等担当)関連)

イ 施工管理について注意を求めるもの

(ア) 平成15年度「福岡市鮮魚市場排水処理施設他建設工事」

(契約金額 1 億 5,120 万円)

国の機関又は地方公共団体は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する「対象建設工事」をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事(政令で定める市町村にあってはその長)にその旨を通知しなければならない。

本工事は、同法に規定する「対象建設工事」にあたるため、福岡市長に通知する必要があったが、通知していなかった。

今後は関係法令等に基づき、適正な事務手続きを行われたい。

また、次の工事においても同様な事例が認められた。

(イ) 平成17年度「鮮魚市場長浜・突堤東卸売場災害復旧工事」

(契約金額 1 億 3,545 万円)

(課長(災害復旧等担当))

ウ 契約事務について注意を求めるもの

平成16年度「博多漁港築石岸壁(改良)基本・実施設計委託」

(契約金額 745万1,850円)

(ア) 本委託は、既設岸壁の背後が陥没及び沈下のため早急な岸壁補修が必要と判断し、基本設計と実施設計を一括委託している。

基本設計と実施設計を一括委託する場合は、契約課に事前協議し両設計を分離できないときは、契約課が設計候補者の選定に係る業務を所掌することになっており、本委託の発注に際しては契約課に事前協議を行うべきであった。

今後は、契約事務の適正な執行に努められたい。

(イ) 委託のかし担保の期間は「設計業務委託契約書」において、本件構造物のかし担保の期間を記入することになっている。

しかし、本委託では2年と明記すべきところを0年としていた。

今後は十分注意し、適正な契約事務に努められたい。

(漁港課)

別表1

農林水産局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
柑子岳自然歩道整備工事	14,353,500円	平成16年 8月20日から 平成16年12月17日まで
自然共生型溜池(中牟田池)整備 事業	当初 36,540,000円	平成15年12月 6日から
	変更 39,454,800円	平成16年 3月18日まで
玄海漁港広域漁港整備工事	当初 96,862,500円	平成15年 9月17日から
	変更 100,468,200円	平成16年 3月15日まで
鮮魚市場長浜・突堤東卸売場災害 復旧工事	135,450,000円	平成17年 4月 1日から 平成17年 6月 9日まで
臨海市場排水処理施設回転円板他 修理	7,350,000円	平成16年10月13日から 平成16年12月11日まで
外 35件省略		